受 託 研 究 申 込 書（ 新規・継続 ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

崇　城　大　学

　学長 小 野 長 門 殿

〒

住 　所

企業機関名

代表者名　 　　　 　　　 印

別紙のとおり受託研究を申し込みます。

(別紙)

１　受託研究の概要等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 研究題目 |  | | | | |
| 研究目的及び内容 |  | | | | |
| テーマ区分 | □ライフサイエンス　□情報通信　□環境　□物質材料　□ナノテク  □エネルギー　□宇宙　　□その他（　　　　　　　　　　） | | | | |
| 研究期間 | 令和　　　年　　　月　　　日　～　令和　　　年　　　月　　　日 | | | | |
| 受託研究に要する経費  （消費税を含む） | 直接経費 |  | 円 | | |
| 間接経費 |  | 円　(\*1) | | |
| 合計 |  | 円　(\*2) | | |
| 崇城大学の研究組織  研究代表者（※印）  及び研究分担者 | 氏名 | 学部学科・職 | | 役　割　分　担 | |
| ※ |  | |  | |
| 主として使用する施設    及び設備名・規格等 | 崇城大学の施設名 | 崇城大学教職員が使用する設備名（規格・数量） | | | |
|  |  | | | |
| 企業機関等からの受入設備名（規格・数量） | | | |
|  | | | |
| 提供を受ける物品 | 名称 | 識別番号（型番等） | | | 数量 |
|  |  | | |  |

２　研究経費の支払い計画(\*3）

|  |  |
| --- | --- |
| 納付方法 | □単年度　 □複数年度一括納付 　□複数年度分割納付 |
| 研究経費等の支払期限 | □崇城大学の請求書発行日から起算して（　　　）日以内  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契　約　形　態 | 年度 | | 年度 | | 年度 | | 合 　　　計 | |
| □単年度契約の場合  □複数年度契約で  一括前納の場合 |  | 回 |  | |  | |  | 回 |
|  | 円 |  | 円 |
| 複数年度契約で  各年度分納の場合 |  | 回 |  | 回 |  | 回 |  | 回 |
|  | 円 |  | 円 |  | 円 |  | 円 |

３　情報開示について(\*4）

|  |
| --- |
| ☑欄の項目について、情報の非公開を希望します。（□社名　□研究題目　□大学研究者名　□研究経費額） |

４　機関区分について（☑をお願い致します）(\*5）

|  |
| --- |
| □国　□地方公共団体　□独立行政法人　□国立大学法人　□株式会社等（□大企業　□中小企業）　□その他 |

５　特記事項（☑をお願い致します）

|  |  |
| --- | --- |
| ・国又は独立行政法人等の補助事業又は受託事業等に基づく受託研究 | **□該当する**  **□該当しない** |
| ・人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に規定される「人を対象とする医学系研究」 | **□該当する**  **□該当しない** |
| **⇒該当する場合は当該倫理委員会の承認通知又は委員会に申請を行っていることを示す書類が必要です。** | |
| ・動物愛護法、飼育保管基準、動物処分方針、動物実験指針に基づく実験 | **□該当する**  **□該当しない** |
| **⇒該当する場合は当該倫理委員会の承認通知又は委員会に申請を行っていることを示す書類が必要です。** | |
| ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に規定される実験 | **□該当する**  **□該当しない** |
| **⇒該当する場合は当該安全委員会の承認通知又は委員会に申請を行っていることを示す書類が必要です。** | |
| ・特別試験研究費税額控除制度による税額控除申請を予定(\*6) | **□ある　□ない** |
| ・その他研究を実施する上で遵守すべき法令 | **□ある（　　　　　　　　　）**  **□ない** |

６　連絡先等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約書内容照会先 | 担当者氏名 | 所属部署・職名 | 連　　　　　　絡　　　　　　先 | | | | |
|  |  | 〒 |  | 住所 |  | |
| 電 話 |  | | FAX |  |
| e-mail |  | | | |
| 契約書送付先  (上記と異なる場合) |  |  | 〒 |  | 住所 |  | |
| 電 話 |  | | FAX |  |
| e-mail |  | | | |

**―――――――――以下は、申込書提出の際に削除してください――――――――――**

\*1　アワーレート方式による間接経費算定方法の基本原則

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 教員共同研究参画経費【単価表】 | | |  | 教員１人あたり |  |
|  | 職名 | 教員人件費相当額 | 附帯コスト | １時間当たりの単価 | 基準額 |
|  | 教授 | 6,000 円 | 10,000 円 | 16,000 円 | 1,600,000 円 |
|  | 准教授・講師 | 5,000 円 | 10,000 円 | 15,000 円 | 1,500,000 円 |
|  | 助教・助手 | 4,000 円 | 10,000 円 | 14,000 円 | 1,400,000 円 |

間接経費算定例

算定にあたっては以下の点ご留意ください。

※職名により基準額が異なります。

※例にある間接経費の割合は、直接経費又は全体経費の額の決定により異なります。

<直接経費が決定している場合>

例1）直接経費1,000千円 教授1人の場合

間接経費 ＝ 1,000千円 ／ 10,000千円 × 1,600千円 ＝160千円(16%)

例2）直接経費20,000千円 准教授1人の場合

間接経費＝ 20,000千円 ／ 10,000千円 × 1,500千円 ＝ 3,000千円(15%)

例3）直接経費10,000千円 教授1人、助教1人 計2人の場合

間接経費＝ 10,000千円 ／ 10,000千円 × (1,600千円+1,400千円) ＝ 3,000千円(30%)

<契約金額のみ決定している場合>

直接経費 ＝ 契約金額／（1 +基準額／10,000 千円） （千円未満切下げ）

間接経費 ＝ 契約金額－契約金額／（1 +基準額／10,000 千円） （千円未満切上げ）

例1）契約金額1,000千円 教授1人の場合

直接経費 ＝ 1,000千円／（1+1,600千円／10,000千円） ＝ 862千円

間接経費 ＝ 1,000千円 － 1,000千円／（1+1,600千円／10,000千円）＝ 138千円(13.8%)

例2）契約金額20,000千円 准教授1人の場合

直接経費 ＝ 20,000千円／（1+1,500千円／10,000千円） ＝ 17,391千円

間接経費 ＝ 20,000千円 － 20,000千円／（1+1,500千円／10,000千円）＝ 2,609千円(13%)

例3）契約金額1,000千円 教授1人、助教1人 計2人の場合

直接経費 ＝ 1,000千円／（1+(1,600千円+1,400千円)／10,000千円） ＝ 769千円

間接経費 ＝ 1,000千円 － 1,000千円／（1+(1,600千円+1,400千円)／10,000千円）＝ 231千円(23%)

\*2 研究費の執行について特に指示がない場合は、大学の規則に基づいて執行を行います。執行に制限がある場合には、地域共創センターの担当者に連絡願います。

\*3　該当する納付方法にチェック（☑）を入れてください。研究経費等の支払期限に関しては、貴機関の経理担当部署にもご確認ください。

\*4 情報開示について

学校法人は、国民への情報公開が基本となりますが、非公開を希望される内容は、自主的には公開しません。ただし、非公開を希望された場合でも、情報公開法に基づく開示が避けられないことがありますので、それを踏まえて研究題目を記入して下さい。

\*5　機関区分について

|  |  |
| --- | --- |
| 1 国 | 省庁(文部科学省,文化庁,スポーツ庁,厚生労働省,経済産業省　など) |
| 2 地方公共団体 | ・地方公自治体が資本金,基本金その他これらに準ずるものの１／４以上を出資している法人  ・地方独立行政法人(例:公立大学法人熊本県立大学,地方独立行政法人福岡市立病院機構　など)  ・地方三公社(例:熊本県道路公社,熊本県住宅供給公社　など)  ・第三セクター(例:くまもと地下水財団,熊本市水道サービス公社　など) |
| 3 独立行政法人 | 独立行政法人,国立研究開発法人(例:科学技術振興機構,日本学術振興機構,国立高等専門学校機構,日本医療研究開発機構,国際協力機構,国立病院機構,産業技術総合研究機構　など) |
| 4 国立大学法人 | 国立大学法人,大学共同利用機関法人(例:自然科学研究機構　など４法人) |
| 5 株式会社等 | 株式会社,持株会社(合名会社,合資会社又は合同会社　など) |
| 6 その他 | 上記1～５以外の法人(例:NPO法人,外国の企業　など) |

「中小企業」は、下表において、資本金又は従業員数の基準を満たすもの。それ以外を「大企業」とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種分類 | 資本金 | 従業員 |
| 製造業その他 | 3億円以下 | ３００人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | １００人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | １００人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | ５０人以下 |

\*6 税額控除申請時における必要な証明書類につきましては、地域共創センターに発行依頼をお願いします。

また、税額控除申請のため、契約書における経費内訳の修正が必要な場合は、契約担当者にご相談をお願いします。